

(新)鳥獣保護管理強化総合対策事業（一部公共）〈要望枠〉

2, 000百万円（0百万円）

自然環境局国立公園課、鳥獣保護業務室、自然環境整備担当参事官室

1. 事業の概要

近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生したり、生息地を拡大した鳥獣の食害による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大量に発生しており、深刻な問題となっている。

鳥インフルエンザ等の感染症については、ひとたび人畜への感染が起これば地域の社会・経済及び地域住民の健康に著しい支障を来すのみならず、希少種の絶滅など我が国の生物多様性保全上大きな影響を及ぼすおそれがある。現行の施策スキームでは、平時のサーベイランスは実施しているものの、発生時の対応については予算計上しておらず、危機管理対応が極めて脆弱な状況にある。

一方、鳥獣被害については、シカ、イノシシ等が本来生息していなかった地域へ生息域を拡大させており、食害による希少植物の絶滅や森林の消失などの生態系被害の発生や農業の被害額の増加に加え、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など生活環境の被害も増加している。また、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある種においては、錯誤捕獲による過剰駆除の懸念もある。しかしながら、現在の鳥獣保護管理の取組は、狩猟者の減少による担い手不足や高度な捕獲技術の不足、地域での連携の不足などから十分な効果が得られておらず、新たな担い手の確保、地域ぐるみでの捕獲の取組、新たな捕獲手法や体制の整備・再構築などについて抜本的に強化する必要がある。

生物多様性保全上重要な地域である国立公園でもシカによる生態系への影響は深刻であり、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、平成23年夏に鳥獣保護法に基づく基本指針を改正し、各種規制の合理化や取組の強化を制度的に整備するとともに、国立・国定公園では自然公園法を平成21年に改正し、鳥獣等による生態系被害から総合的に生態系の維持回復を図る生態系維持回復事業制度を創設したところであり、今後は、実効性を着実に確保し、人と鳥獣が安心して適切に共生できる「豊かなふるさとづくり」に資するため、以下の事業を強力かつ総合的に実施する。

(1) 野生鳥獣感染症対策基金

① 発生時における死亡鳥獣等のウイルス保有状況検査

全国的な野生鳥獣の感染状況を把握するため、発生時における急激な検体増加に着実に対応して渡り鳥等の鳥獣から採取した検体の分析等を実施する。

② 発生地周辺調査

発生地周辺において野生鳥獣の生息状況調査や糞便調査等のウイルス保有状況調査等を迅速かつ緊急的に行う。

③ 発生地周辺への渡り鳥の飛来経路調査

発生地周辺に飛来する渡り鳥の飛来経路を衛星追跡により解明する。

④対策強化に向けた情報収集・分析・検討

専門家ヒアリングや検討会の開催等を実施し、危機管理対応に反映する。

(2) 鳥獣保護管理強化対策

①鳥獣保護管理に係る人材育成

狩猟免許取得に向けたセミナーを全国で開催し、新たな担い手の確保を強力に推進するとともに、地域ぐるみでの捕獲数を増やすノウハウの講習会や狩猟者の捕獲技術を向上させる研修会等を全国で開催。また、捕獲の専門家や動物の生態の有識者によるサポート体制の整備を図る。

②地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域づくり

地域ぐるみでの捕獲を推進するため、全国60カ所に新たなモデル地域を設定し、先進地づくりを推進する。また、地域ぐるみの捕獲推進に伴って発生する錯誤捕獲への対策として、クマの安全な放獣技術の開発やマニュアルの作成を行う。さらに、シカ等を大量に捕獲できる高度な射撃技術等の開発・実証をモデル的に行う。

③鳥獣保護管理実態調査

シカ、イノシシ等の過剰な捕獲による絶滅回避のための実態調査を行う。また、海外の先進的捕獲技術や鳥獣の保護管理制度の調査・検討を行い、更に、広域に活動する鳥獣への対策を講じる体制づくり等を推進する。

④ 国立公園におけるシカ対策の促進

我が国の生物多様性保全上、核心的な地域である国立公園でシカによる深刻な生態系被害を受けている地域において、「地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域づくり事業」とあわせた周辺地域との連携や、先進的な手法を用いた捕獲や防除柵の設置を総合的に実施する。このことにより、貴重な自然環境の保全を図るとともに、国立公園周辺地域への被害の拡大防止を図る。

2. 事業計画

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
各事業	←				→

注) これらの取組の推進に必要な規制の合理化を図るため、国においては基本指針を平成 23 年夏に改正した。都道府県においては、これを踏まえ、平成 24 年度から 5 年間の鳥獣保護事業計画の改正作業に着手しているところである。本総合対策においては、同指針及び同計画の実効性を着実に確保するものとして、平成 24 年度からの 5 年間の事業計画とした。

3. 施策の効果

鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理体制の飛躍的な充実が図られるとともに、シカやイノシシ等の食害対策や担い手の確保、国立公園内外のシカ対策の充実等の総合的実施を通じて、人と野生動物の関係が大きく改善され、適切な鳥獣保護管理と地域の活力の回復が図られる。また、これにより人と鳥獣が安心して適切に共生できる「豊かなふるさとづくり」に資する。

野生鳥獣感染症対策基金

【536百万円】

鳥インフルエンザ大発生

H22.10～H23.5にかけて、全国16道府県 60羽で発生

発生時の対応

ウイルス検査

約5千羽にも及ぶ野鳥の死体を回収し、感染状況の検査を実施。

追加調査

全国23箇所ですぐ調査実施。ウイルス侵入、伝播ルートの解明。

検討・調整

専門家会合の開催や現地関係者との緊密な連絡調整を実施。

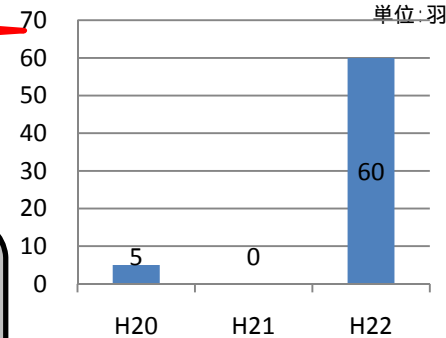
課題

- ・死亡野鳥回収数の急増に対応し、適切に検査を実施する必要がある。
- ・発生地周辺において、スピード感をもって緊急的にウイルス保有状況調査を実施する必要がある。また、ウイルス侵入ルート等の仮説の検証が必要となる。
- ・いつ発生するか分からないが、発生すれば即時適切な対応を行う必要がある。

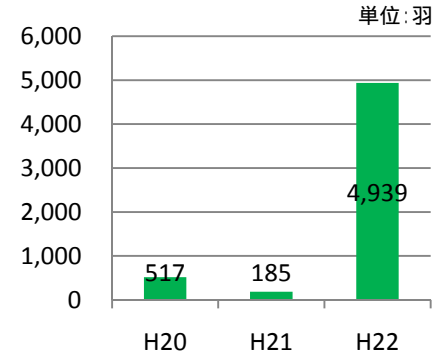
基金のメリット

- ・発生時にも、改めての予算確保や補正予算を待つ必要がなく、即時対応が可能（H22のような、口蹄疫・鳥フルといった複数の感染症発生にも円滑に対応可）
- ・年度をまたいだ事案についても適切な対応が可能
- ・発生が見られない年においては、多額の不用が発生することを防止

鳥インフルエンザ発生羽数

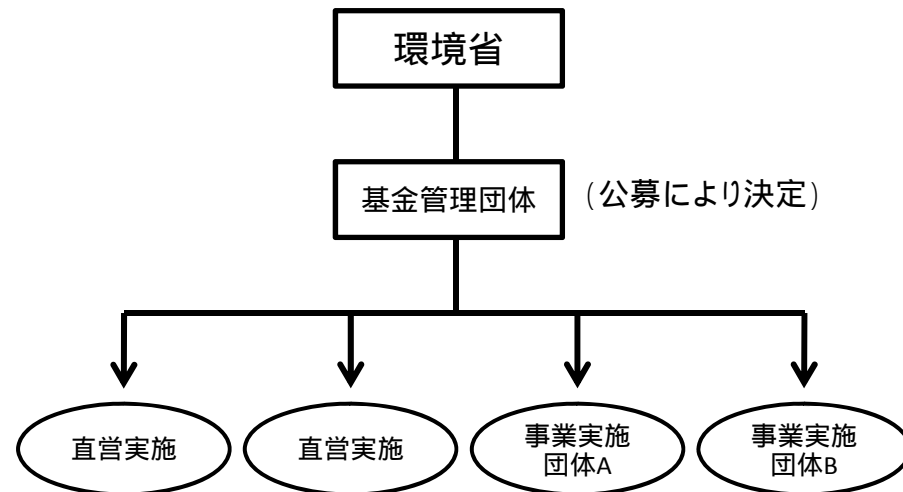


死亡野鳥検査羽数



各年は、10月～翌9月を1シーズンとした。
H22は、H23年5月までの暫定値。

<基金のイメージ>



鳥獣保護管理強化対策【1,464百万円】

【背景】

増えすぎたシカ等による生態系や農林水産業の被害の増加

クマの市街地への出没やイノシシと車の衝突など生活環境被害の増加

国立公園等の生物多様性保全上重要な地域での希少植物の絶滅や森林の消失

地域個体群の絶滅の危機や過剰な駆除の懸念

狩猟者の減少や担い手の不足

人の生活圏や農地等における取組との連携不足

模範となる事例や技術の不足

「豊かなふるさとづくり」には、
総合的な鳥獣保護管理を
抜本的に強化することが必要

鳥獣保護管理強化対策

人材育成 【331百万円】

- ・狩猟免許の取得に向けたセミナーを全国で開催し、新たな担い手の確保を強力に推進
- ・地域ぐるみでの捕獲数を増やすノウハウの講習会を全国で開催し、集落単位の自衛力を強化
- ・捕獲の専門家や動物の生態の有識者等によるサポート体制の整備 等

モデル事業 【281百万円】

- ・地域ぐるみでの捕獲を推進するため、新たにモデル地域を全国60カ所に設定し、先進地づくりを強力に推進
- ・地域ぐるみでの捕獲推進に伴って発生する錯誤捕獲への対策として、クマの安全な放獣技術の開発やマニュアルの作成
- ・シカ等を大量に捕獲できる高度な射撃技術の開発・実証

実態調査・検討 【143百万円】

- ・シカ、イノシシ等の過剰な捕獲による絶滅回避のための実態調査
- ・海外の先進的捕獲技術や鳥獣の保護管理制度の調査・検討
- ・広域に活動する鳥獣への対策を講じるための体制づくり 等

国立公園におけるシカ対策 【709百万円】

- ・国立公園の内外を移動し、周辺の農地や林地にも食害を及ぼすシカの駆除
- ・国立公園の原生的な自然を保護するため、先進的捕獲手法の導入による効率的な捕獲の実施
- ・国立公園の様々な生態系被害を低減するため、保護が必要な地域における防除施設(柵、ネット等)の整備等